

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 5 月 11 日 (火) 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 吉備委員  
中里委員 野木委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

平成22年5月11日（火）午前10時00分

## 1 教育長一般報告・その他報告事項

「平成22年度教育委員会運営方針」について ほか

## 2 協議事項及び請願等審査

横浜市立中高一貫教育校基本計画について

受理番号1 南高校に設置する併設型中高一貫校の基本計画策定に関して、その検討・協議過程の透明度を高め、市民の意向を十分に反映した市民協働の基本計画策定と学校づくりを求める請願（平成22年4月1日受理）

## 3 審議案件及び請願等審査

教委第5号議案 平成22年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

受理番号503 公立学校用教科書の採択について（請願）（平成22年3月23日受理）

受理番号2 2010年度の教科書採択に関する要望書（平成22年4月21日受理）

受理番号3 教科書採択基本方針・調査研究の観点についての要請  
（平成22年4月22日受理）

教委第6号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第7号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第8号議案 教職員の人事について

## 4 その他

[開会時刻：午前10時05分]

～傍聴人入室～

今田委員長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。  
まず、はじめに、会議録の承認ですが、前回平成22年4月27日臨時会の会議録は、本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。

それでは、議事日程に従い教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長

**【教育長一般報告】**

1 市会関係  
特になし

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○ 4/30 横浜市立小学校長会5月総会

○ 5/10 横浜市2010年日本APEC横浜開催推進本部 第2回推進本部会議

(2) 報告事項

○平成22年度教育委員会運営方針について

3 その他

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

特にご質問等がなければ、先程、教育長より、別途所管課から説明とありました「平成22年度教育委員会運営方針」について説明をお願いします。

池尻教育政策  
推進室長

**【「平成22年度教育委員会運営方針」について説明】**

今田委員長

事務局から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

吉備委員

5月7日ホームページで公表され確認しましたが、お知らせの項目に載っていませんが時間が経つと消えてしまうのでしょうか。

池尻教育政策  
推進室長

お知らせ欄からは消えてしまいます。

吉備委員

左のコンテンツから常時、通年に見ることが出来るような工夫をしてください。

池尻教育政策  
推進室長

現在も左側の各種プラン・方針から見る事が出来るように対応しています。

小濱委員	数字についてですが、3 ページ 出張カウンセリング 40 回とありますが、前年度に比べてどうなのでしょう。
池尻教育政策推進室長	こちらの事業は 22 年度からの新規事業です。
小濱委員	指導主事の方がカウンセリングを行うのですか。
池尻教育政策推進室長	専門家の方です。
小濱委員	地域コーディネーターの養成 30 人、教育支援隊への登録者 500 人や地域交流室の設置 25 校については、新たに取り組むもののでしょうか。
池尻教育政策推進室長	地域コーディネーターについては、これまでの取り組みを考慮し 30 人としています。また、教育支援隊は今年度から始める事業です。目標値の設定は難しいのですが、できるだけ多くの方に参加していただきたいと 500 人としています。
小濱委員	500 人とは、横浜市立小中学校の 1 校に一人位の割合でしょうか。
池尻教育政策推進室長	特定の学校に協力していただくというより、いろいろな学校に協力できるという方の登録を想定しています。また、地域交流室の設置についても、今まで計画的に段階的に設置してきています。新規ではなく今までも計画的に進めてきています。
小濱委員	各数字は増加ですか。
池尻教育政策推進室長	来年度はこのような数値で調整しています。
野木委員	数値の書き方ですが、新規か累計なのか分かりにくいです。学校運営協議会設置校の拡大は 36 校から 60 校と分かりやすいですが、地域コーディネーター 30 人は新たな事業なのか。難しいですがプラス 30 人など、何か工夫をしたら分かりやすいと思います。新規か継続かでも、プラスの継続かマイナスの継続か、何か分かりやすい表現を工夫されてはどうでしょうか。
池尻教育政策室長	ありがとうございました。今後気をつけてまいります。
中里委員	運営方針は今年度の目標となりますが、これをどう答えを出していくかが大事だと思います。各学校では教職員への伝達と説明をすることがとても大切なことだと思います。この中で、「ベクトルを合わせて」とありますが、小さな力もベクトルが合えば大きな力になります。このベクトルは学校の中の関係でも、事務局の中の関係でも、事務局と学校の関係もあります。また、各学校からすると区役所の支援もとても大切です。区役所ともベクトルを合わせてということになると思います。 また、現場主義に徹しますとありますが、必要な支援、支援のあり方にずれがあるとベクトルが合わないケースが生じますので、コミュニケーションをしっかりとって本当に必要な支援をしていただければ、学校として心強いと思いました。

5 番ですが、感染性などの危機管理は、学校側からすると一度大変なことになると取り戻すのにとっても労力が必要となります。防げる危機については、しつこくてもよいので、事務局から毎年繰り返し発信してほしいと思います。情報を発信することで、防げる危機も増えてくると思います。

今田委員長

3 ページ、2 番の「学校教職員の力を高めます」と3 番の「学校を開きます」ですが、学校を開くことの狙いは学校の力を高めることでしょうかから、これから説明をしていく場合には大きな2 番と3 番はリンクしているので、広く捉えて説明してもらおうとわかりやすいと思います。

山田教育長

よこはま教育ビジョンを大きな基本目標にしましたので、これに基づく推進プログラムと連動して整理しました。「学校教職員の力を高めます」と「学校を開きます」は密接な関係があるので、きっちり分けるのではなく、相互に政策上リンクできるものについては、より効果が発揮できるように政策を推進していきたいと思います。

今田委員長

他にご質問等がなければ、議事日程に従い、協議事項「横浜市立中高一貫教育校基本計画」について及び受理番号1の「請願書」について審議したいと思います。それでは所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長  
木田高校教育  
課長

【協議事項「横浜市立中高一貫教育校基本計画」について説明】

今田委員長

所管課から説明がありましたが、何か質問はありますか。

小濱委員

6 ページの2-ア、「授業を」の間違えだと思いたがいかがですか。

木田高校教育  
課長

ありがとうございます。さっそく訂正させていただきます。

小濱委員

5 ページの表ですが、豊かな人間性の育成がはじめにあり、項目が書かれています。右側の高い学力の習得では、授業時間数がどれだけ増えるか書かれています。国語が35 時間増えるということに加えて、どこに重点を置くのかも加筆したほうがよいのではないのでしょうか。左側の「豊かな人間性の育成」ともバランスが取れますし、内容的にも具体的になると思います。

木田高校教育  
課長

4 ページに、「増加した授業時数の活用」というところで触れています。この部分では加筆しませんでした。増加した部分はこのようにプランニングしていますというようになっています。

小濱委員

表で簡潔にまとめたということですから、少し記載したほうがわかりやすいと思います。多少、ごちゃごちゃすると思いますが。

今田委員長

具体的な取り組みを、太字で記載にするなど工夫するとよいかもしれません。

中里委員	<p>中高一貫教育校は公立としての選択肢を増やす教育施策として検討してきたと思います。南校はP T A、同窓会、後援会が非常にしっかりしており、子供たちへの熱い思いもあり、非常にうらやましいと思いました。この案は24年度生以降の教育施策ですね。教育内容・方法が教育基本にすでに入っていますが、教育委員会は教育施策のプロとして全国規模の情報を集めていると思いますし、総括的に課題も見ていると思います。そこから打ち出された教育施策なのでプロとして毅然として計画の推進をしていただきたいと思います。よい学校が作られていくということについては、誰も反対はしないと思います。案ができてはどう実現していくかが重要ですので、是非、人事的な側面も考慮し実現して欲しいと思います。</p>
漆間指導部長	<p>横浜市の高校生の課題や高校のP T A、同窓会、後援会からの意見として、文武両道ということで、バランスのよい教育を望まれています。そこで5ページにあるように、「豊かな人間性」と「高い学力」の2本柱にしました。学習時間数だけでなく質の高い学習への希望もありますので、横浜市全体で今の高校生に何が必要なのかも踏まえ、横浜中高一貫教育校としてのあり方を、今後教育課程も含め考えていきたいと思っています。</p>
吉備委員	<p>検査について、まだ決定されていないと思うのですが、基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。地元の公立中学以外に行くものについては、検査日がいつになるかはとても大きな問題だと思います。今年度、神奈川県内の2つの学校が検査日をずらしたという経緯がありましたが、横浜市としてはどのようにお考えでしょうか。</p>
木田高校教育課長	<p>検査日はとてもデリケートな問題ですので、私立や東京都との関係をみて慎重に検査日を検討したいと思います。</p>
吉備委員	<p>通常は2月1日から5日の間に検査があると思いますが、6年生を対象にした中学校の進学説明会は1月中旬に行われていると思います。どちらにいくかわからないという状況ではなく、前倒しで実施するように考えていただきたいと思います。私立と公立を掛け持ちで受験するというのではなく、純粋に公立の中高一貫校に行く意思のある生徒に来てもらえるような設定をしてもらいたいと思います。</p>
今田委員長	<p>校長や先生の確保など、かなり志の高い人材を確保しないといけないと思います。サイエンスフロンティア高校の時も事前に研修に行くなどしていましたが、24年度といっても、すぐのことですので、この問題についての計画はあるのでしょうか。</p>
山田教育長	<p>現在でも計画的に職員の研修も行い準備をしているところです。2年しかないのですが、できるだけ職員育成もしていきたいと考えています。</p>
今田委員長	<p>それでは、「横浜市立中高一貫教育校基本計画」について了承ということでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">&lt;了 承&gt;</p>
今田委員長	<p>「横浜市立中高一貫教育校基本計画」について、了承いたします。続きまして受理番号1の請願書につきまして所管課から説明をお願いします</p>

漆間指導部長

「南高校に設置する併設型中高一貫校の基本計画策定」に関しまして請願が出ておりますので、請願の趣旨およびその考え方をご説明いたします。

木田高校教育課長

「南高校に設置する併設型中高一貫校の基本計画策定に関して、その検討・協議過程の透明度を高め、市民の意向を十分に反映した市民協働の基本計画策定と学校づくりを求める請願」でございます。請願の要旨とその考え方についてご説明します。請願の趣旨ですが

- (1) 併設型中高一貫校の開設準備委員会の協議内容と検討過程について、逐次公開して透明度を高め、意見を取り入れること。
- (2) 地域や南高校学校関係3団体に逐次説明会・意見聴取会を開き、意見を取り入れ、協働した学校づくりに取り組むこと。
- (3) 併設型中高一貫校開設準備委員会のメンバーに地域や南高校学校関係3団体の代表者を加えること。
- (4) 併設型中高一貫校の基本計画策定に際し、南高校の伝統・校風を生かし、「文武両道の教育」と「人との絆と地域愛を育てる人間味豊かな教育」を基本計画に位置づけ、バランスのとれた人間教育を目指すこと。
- (5) 併設型中高一貫校の基本計画策定に際し、学問と生徒会活動と部活動のいずれも重視した「文武両道の教育」の実現のため、生徒会や部活動の時間を6年間にわたり保証する教育計画をつくること。また、大学への進学実績ばかりに偏ったアンバランスな教育計画を策定しないこと。
- (6) 学校づくりに協力を表明している地域や南高校学校関係3団体の代表者と教育委員、教育長との懇談会設置について検討し、実現すること。

考え方でございます。

- (1) 開設準備委員会での検討結果等については、適宜、情報提供させていただきます。また、今後とも、中高一貫教育校の設置にあたっては、様々なご意見に耳を傾け、参考とさせていただきます。
- (2) 今後も南高校PTA・同窓会・後援会の3団体に対して、情報を提供し意見をいただいております。
- (3) 開設準備委員会では、教育課程の編成等の教育内容や学校運営のあり方について、教育委員会事務局と学校とで責任を持って協議し、検討していくべきものと考えています。
- (4) (5) 同様でございますので。これまでの南高校の取り組みを生かした文武両道の教育の観点から、高い学力を身に付けることだけでなく、豊かな人間性を大切にし、6年間を通して計画的な取り組みをしていきます。
- (6) 教育委員、教育長を含めた懇談会を設置することは特には考えておりませんが、今後とも関係者の皆さまには御理解と御協力をいただけるよう、全力を尽くしてまいります。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。

特にご質問等なければ、受理番号1の請願書につきましては、所管課の考え方を支持するという事で不採択としてよろしいでしょうか。

では、不採択と決定いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。以上で、協議事項及び請願等審査を終了いたします。

次に、審議案件及び請願等審査に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第7号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」および、教委第8号議案「教職員人事案件について」は人事案件のため、非公開としてよろ

しいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第7号議案及び8号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課長

・4月27日、「横浜教科書採択連絡会」から「教科書の採択についての要望書」が提出されました。  
・4月30日、「横浜の教育を考える会」から「教科書採択基本方針・調査研究の観点についてのお願い」が提出されました。  
・4月30日、「歴史教科書問題を考える港北の会」から「教科書採択の基本方針と調査研究の観点について要望」が提出されました。  
これら要望書等につきましては、事務局で調整のうえ、次回以降にお諮りいたします。  
・また、5月6日、個人1名から、「30人以下学級実現のための請願」が提出されました。本請願につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。  
次回の教育委員会臨時会については、5月25日、火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願ひします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は5月25日、火曜日の午前10時から開催することとします。  
それでは審議に移ります。審議の順番ですが、まず公開案件の審議を行い、次に非公開案件の審議を行うこととします。  
それでは、教委第5号議案「平成22年度横浜市教科書採択の基本方針の策定」について、説明をお願いします。

漆間指導部長  
齊藤指導主事  
室長

【教委第5号議案「平成22年度横浜市教科書採択の基本方針の策定」について説明】

今田委員長

所管課から、説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。

小濱委員

6ページにある小学生の学習実態はどのような方法、どのような項目で調べるのかご説明ください。

漆間指導部長

これから具体的に調査の方法は検討していきますが、方面別に指導主事が多数派遣されており、各学校に訪問して行く予定です。その中で、子供たちの学習実態が今まで以上に把握されます。また、小学校はすべての教科を教えますが、指導主事には専門性の高い教科がございますので、例えば、国語ですと複数の指導主事がございますので、国語の中で横浜の子どもは、どの内容が強いのか、弱いのか、横浜市全体で捉えていく作業を行うことを考えています。具体的な作業としては、学習指導要領の評価の観点を中心に見ていくこととなりますが、分析的になるので分析と総合的な兼ね合いをつけながら全体の実態を明らかにすることを考えています。



小濱委員	横浜で行う学習状況調査なども参考にするのでしょうか
漆間指導部長	今のところそこまでは決めていません。
小濱委員	地域格差もあると思いますが、地域格差が歴然とした場合はどうするのでしょうか。比較的発展的学習も込められているなら個人的には、よいと思うのですが。
漆間指導部長	横浜市全体でいうと都会の子どもという特質があり、平均的にどこが弱いかわくくりになるかと思います。
中里委員	教科書は子供たちにとって学習のよりどころになるもので、大事なものです。それを採択するので、私たち教育委員は重い責任があると認識しています。重い責任のもとに採択をする権限が伴うので、慎重に、公平に採択したいと思っています。 静ひつな採択環境の確保が、私たちにはつらいところがあります。重い責任の元に採択を行うのですから、言論弾圧を生むことのないような静ひつな環境が得られるように願っているのが私の気持ちです。
今田委員長	「採択が終了した後に、新たに教科書を採択する必要が生じた場合」とはどのような場合を指すのでしょうか
漆間指導部長	教科書の出版社が倒産した場合など提供できないケースを指します。
今田委員長	他にございますか、なければ、原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	続きまして、基本方針の策定に関連する請願等の審議を行いたいと思います。はじめに継続審査となっております受理番号 503 の「請願書」について審議したいと思います。それでは所管課から説明をお願いします。
齊藤指導主事 室長	「公立学校用教科書の採択について」の請願、受理番号 503 番でございます。請願の趣旨ですが 2 点ございます。 (1)教科書の採択は、教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえて、教育委員会の権限と責任によって、適切に行うこと これに対する事務局の考え方です。 平成 23 年度から、小学校において、新学習指導要領に則った教育課程の編成が完全実施となります。 今後も、市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行ってまいります。 (2)教科書の調査研究は、教科書の内容をより重視する様に改めること。特に、その重要な観点として、「教育基本法等の改正や新学習指導要領の趣旨がどのように反映されているか」と言う観点を設けること 事務局の考え方です。 採択の観点を定める基本方針には、「教育基本法等の改正や新学習指導要領の趣旨がどのように反映されているか」と言う個別具体的な観点は設けておりませんが、方針の策定にあたっては、教育基本法等関係法令、学習指導要領、文部科学省

及び神奈川県教育委員会の通知や指導に基づいた内容となっております。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。

中里委員

請願事項が2つありますが、請願(1)については、先ほど審議し決定した基本方針と同じ内容ですよね。ただし、(2)については、採択の観点のリード分に入っていて、観点そのものが教育基本法の改正や新学指導要領の趣旨が反映されていることを前提として定めていますので、内容的には似ているものもありますが、観点を新たにする必要はないと考えますがいかがでしょうか。

小濱委員

私も同じ考えで、「3 採択の観点」の(1)から(10)に、新学指導要領や改正された教育基本法の趣旨が入っています。例えば(4)や(5)には新しい教育基本法が反映されていますので、それに付け加えて、請願者がおっしゃっている新しい観点を付け加える必要はないと思います。

ただ請願(1)については、認められることと思います。2つありますので、(1)は承認済み、(2)は新たに付け加える必要はないと思います。

今田委員長

今のルールで行くと、採択を分けることは出来るのでしょうか。そのところ事務的には教育長どうでしょうか。

山田教育長

項目により、趣旨に合うもの、合わないものと分かれるケースがあると思いますが、全体として趣旨に合わない部分がある場合は、一括して不採択として扱います。

今田委員長

よろしいでしょうか。一括してということですから、そういう意味で言うと不採択ということになりますが。事務局の考えを承認して、委員会としては不採択ということよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それではそのようにさせていただきます。

続きまして、受理番号2の要望書について審議を行いたいと思います。では、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事  
室長

受理番号2「2010年度の教科書採択に関する要望書」についてですが、要望については2点ございます。その趣旨は、

(1) 調査資料や検討機関の意見を十分に踏まえて、採択を行うこと。  
事務局の考え方です。

平成23年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、および平成22年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

(2) 調査研究の観点については、偏りのないよう、公正に設定すること。  
事務局の考え方です。

教科書の調査研究の観点については、平成22年度横浜市教科書採択の基本方針の中で示しております。以上でございます。

今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。  特にご質問等なければ、受理番号2の要望書につきましては、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>では、そのようにいたします。  続きまして受理番号3の要請書について審議を行いたいと思います。では、所管課から説明をお願いします。</p>
齊藤指導主事 室長	<p>受理番号3「教科書採択基本方針・調査研究の観点についての要請」でございます。要請については、5点ございます。  (1)特定の教科書に有利になるような「観点項目」を設けることなく、公平・公正に調査研究が行われるように慎重に検討してください。  (2)改正された教育基本法、学校教育法、学習指導要領をことさらに強調することなく、日本国憲法の国民主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治の原則を観点の基本にすえてください。  (3)子どもたちの実態に合い、子どもたちが楽しく学習でき、教員にとっても使いやすい教科書が選ばれるよう配慮してください。  (4)「一面的な見解」や「誤りや不正確なところ」がチェックできるようにしてください。  (5)市長にあっては、教科書採択が市民の疑義をはさむ余地がないように、公平・公正に行われ、市民が安心して子どもたちに教科書を渡せるように、調査・検証し、現場の学校や市民の声が生かされるようなシステムづくりを検討する場をもってください。  これに対する事務局の考え方です。  平成23年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、および「平成22年度教科書採択の基本方針」に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。  特にご質問等なければ、受理番号3の要請書につきましては、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか</p>
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>では、そのようにいたします。  なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております</p>
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、教委第6号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問」について、説明をお願いします。</p>

漆間指導部長  
斉藤指導主事  
室長

【教委第6号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問」について説明】

今田委員長

所管課から、説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。  
特にご質問等なければ、原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり了承いたします。以上で公開案件の審議が終了しました。  
その他委員の方から何かありますか。  
特にご発言がなければ、  
非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外  
の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時20分]